

## 1. ビワマス遊漁制度の経緯

- 平成 18 年以降、ビワマスの引縄釣遊漁者数が増え、ビワマス資源への影響が懸念されました。
- 平成 20 年 12 月から、遊漁者数や採捕量の実態把握を目的として、引縄釣をする遊漁者に事前の届出や採捕量の報告を義務付ける届出制が導入されました。
- 5シーズンにわたる届出制の結果、引縄釣をする遊漁者の数やビワマス採捕量の増加が確認されたため、平成 25 年 12 月から、遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制となりました。
- 平成 28 年 12 月から、プレジャーボート使用者の承認数制限を撤廃するとともに、遊漁期間を従前の 12 月 1 日～9 月 30 日から 12 月 1 日～6 月 30 日へ短縮されました。
- 令和 2 年 12 月から、持ち帰り尾数制限（1 承認 1 日当たり 5 尾まで）が設けられました。
- 令和 4 年 12 月から、保持（キープ）尾数制限（1 承認 1 日当たり 5 尾まで）が設けられます。また、これ以上の大幅な採捕量の増加を抑制するため、プレジャーボート使用者の承認数を R3-4 シーズンと同等数に留めることを目的に、申請件数が 1900 件に達した日をもって申請受付を終了します。

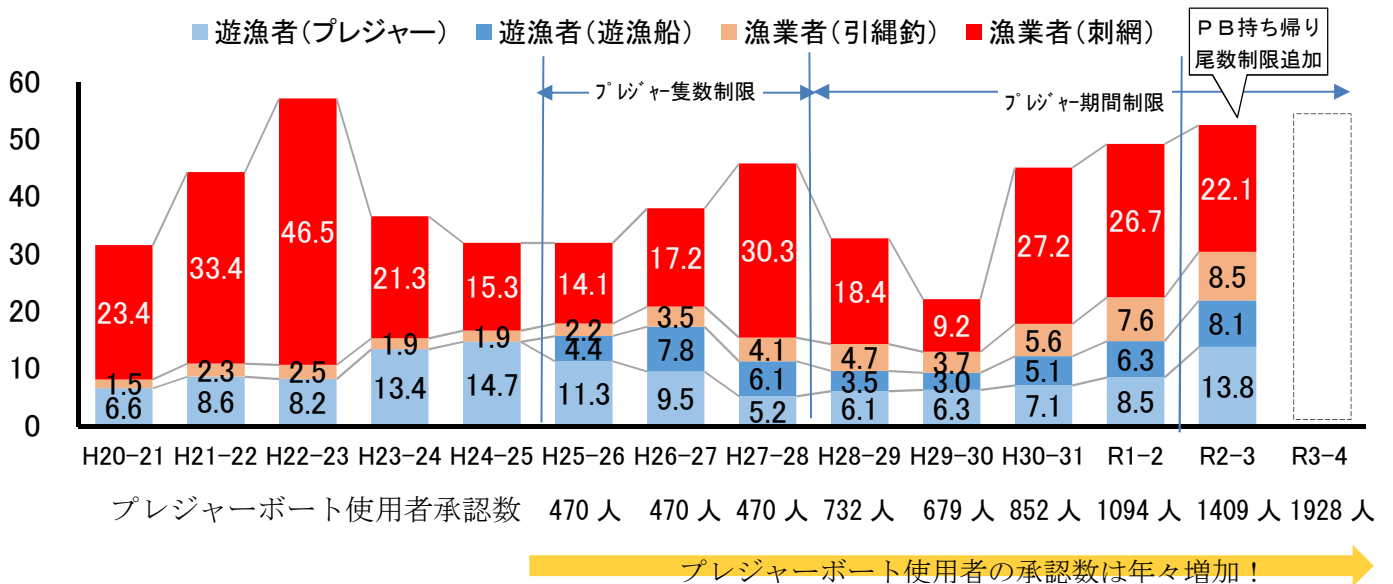


図 1. 漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移（トン） ※採捕量は、12/1～9/30の採捕量

## 2. ビワマス資源量と採捕量の推移

- 令和 3 年（2021 年）のビワマス資源量（漁獲対象魚）は約 179 トンと推定され、近年では最も高水準にあると推定されています。
- R2-3 シーズンの採捕量（漁業+遊漁）は約 53 トンで、資源に対する適切な利用の目安と考えられる約 30% となっており、これ以上の大幅な増加は抑制する必要があります。

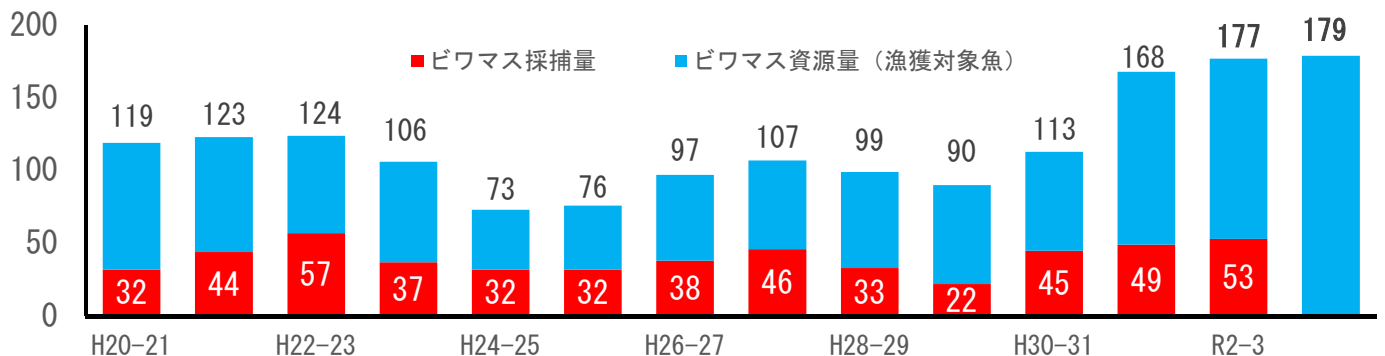


図 2. ビワマス資源量と採捕量（トン）